

高槻市民間保育所等運営費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市民間保育所等運営費（以下単に「運営費」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この運営費は、市内の民間保育所等のうち子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において、当該施設における教育・保育の実施に要する費用で別表に定めるものの一部を交付することにより、当該施設における教育・保育内容の充実と保育士、保育教諭及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の処遇改善及び保護者負担金の軽減等を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 運営費の交付の対象は、特定教育・保育施設を設置運営している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。
- (2) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

2 対象者としての要件については、要件確認申立書（様式第1号）にて確認することとする。ただし、当年度内において、すでに確認ができている場合は、この限りではない。

(交付要件)

第4条 運営費の交付は、次の各号すべてを満たしていることを要件とする。

- (1) 施設における教育・保育内容の充実と保育士等の処遇改善及び保護者負担金の軽減等を図ること
- (2) 施設及び運営が「高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年12月16日高槻市条例第45号。）及び「高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例」並びに「高槻市子ども・子育て支援法に基づく事業の運営に関する基準を定める条例」（以下「最低基準等」という。）を遵守していること
- (3) 教育・保育に従事する職員については、有資格者の配置に努めること
- (4) 支援法第27条第3項第1号に定める額（以下「公定価格」という。）に係る処遇改善等加算が停止されていないこと
- (5) その他、特に市長が認めたもの

(対象経費及び算定対象期間等)

第5条 運営費の交付対象となる経費は、別表に定める経費とする。また、高槻市民以外が利用している施設にあっては、いずれの経費についても高槻市民に係る経費を按分すること。

2 運営費は、別紙により算出される額を交付基準額とし、この額と対象経費とを比較し、少ない方の額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。なお、算出にあたって適用する公定価格の単価は、基本分単価と基本分

単価に係る処遇改善等加算（加算率 a 及び加算率 b に相当する部分に限る。）の合計（分園の場合は、当該合計額に分園の場合の調整を適用した額）とする。

- 3 運営費の算定対象期間は、当該年度における運営費の交付申請日の属する月から事業終了月または当該年度末までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（交付申請）

第6条 運営費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運営費交付申請書（様式第2号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 運営費交付所要額調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による運営費の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、運営費を交付すべきであると認めたときは、速やかに運営費の交付を決定するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
- (2) 予算の範囲内であること。
- (3) 事業の目的及び内容が適正であること。
- (4) 対象経費及び運営費の額の算定に誤りがないこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、運営費の交付の申請に係る事項について修正を加えて運営費の交付決定をすることができる。

- 3 市長は、第1項の調査の結果、運営費を交付することが不相当であると認めたときは、速やかに運営費を交付しない旨の決定をするものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、運営費の交付を決定する場合において、運営費の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 市長が、運営費の適正な執行を期するため、事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該事業者の施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (4) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

- 2 市長は、運営費の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、運営費の交付の決定をしたときは、運営費交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、運営費を交付しない旨の決定をしたときは、運営費不交付決定通知書

(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る運営費の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、運営費交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る運営費の交付の決定は、なかったものとみなす。

(運営費の交付及び交付時期)

第11条 市長は、運営費を部分払いにより交付するものとする。

2 運営費の交付時期は、6月及び3月とする。また、交付額については、1回目の交付月に交付決定額の100分の75の額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を、2回目の交付月に差額を交付するものとする。ただし、次条の規定に基づき補助額に変更が生じた場合や年度の途中に交付が決定した場合等は、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定により運営費の交付を受けようとする者は、運営費交付請求書(様式第6号)を市長の定める期日までに提出しなければならない。

4 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に運営費を交付するものとする。

(運営費の変更交付申請及び変更交付決定)

第12条 事業者は、教育・保育の実施の実施状況等の変動に伴い運営費が変更になった場合は、運営費変更承認申請書(様式第7号)を市長の指定する日までに提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業者は、事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更をした場合は、運営費変更承認申請書(様式第7号)を市長の指定する日までに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。

3 事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ運営費中止・廃止承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 事業者は、当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、第1項、第2項又は第3項の規定により承認をしたときは、当該事業者に係る運営費の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、事業の変更等に伴う運営費交付決定取消・変更通知書(様式第9号)により当該事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第13条 市長は、運営費の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、運営費の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 市長が前項の規定により運営費の交付の決定を取り消すことができる場合は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他運営費の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 事業者が事業を遂行するため必要な手段を使用することができないこと、事業に要する経費のうち運営費によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により事業を遂行することができない場合(事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の規定による取消又は変更を行ったときは、事情変更による運営費交付決定取消・変更通知書(様式第10号)により事業者に通知するものとする。

(事業の適正な遂行)

第14条 事業者は、法令等の定め並びに運営費の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない、運営費の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、運営費の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、事業者に対して報告を求め、又は事業者の承諾を得た上で市職員に当該事業者の事務所等立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 事業者は、市長の請求に基づき、事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第16条 市長は、事業者が提出した報告等により、その者の事業が運営費の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

2 市長は、事業者が前項の指示に従わないときは、当該事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該運営費の交付の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに事業者がとらないときは、第19条第1項第4号の規定により当該運営費の公布の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第17条 事業者は、当該事業年度終了後から3ヶ月以内に、運営費事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 運営費精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が運営費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しな

いと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるよう事業者に対して指示をすることができる。

(決定の取消)

第19条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、運営費の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により運営費の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 運営費を対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第8条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4) 第16条又は第18条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 正当な理由がなく第17条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第23条第3項の規定に違反したとき。
- (7) 事業者の責めに帰すべき事情により、当該事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- (8) 第3条第1項各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。
- (9) 第4条に定める要件を満たしていないことが判明したとき。

2 前項の規定は、事業について交付すべき運営費の額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、運営費交付決定取消通知書(様式第12号)により事業者に通知するものとする。

(運営費の返還)

第20条 事業者は、第12条第5項、第13条第1項又は前条第1項の規定により運営費の交付の決定を取り消された場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に運営費の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該運営費の額を返還しなければならない。

2 事業者は、当該年度における運営費の額が決定した場合において、既にその決定した額を超える運営費の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該決定額を超える部分に相当する運営費の額を返還しなければならない。

3 事業者は、当該年度における運営費の額が決定した後、交付された運営費の全部又は一部を使用しなかったことが判明したときは、市長が定める期日までに、当該金額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第21条 事業者は、第19条第1項の規定による取消しにより、運営費の返還を求められたときは、その請求に係る運営費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該運営費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 運営費が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する運営費は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該

返還を求められた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を求められた運営費の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた運営費の額に充てられたものとする。

4 事業者は、第1項に定める場合を除き、運営費の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 市長は、事業者が第1項又は前項の規定により運営費に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（理由の提示）

第22条 市長は、運営費の交付の決定の取消し、事業の遂行若しくは一時停止の指示又は事業の是正のための措置の指示をするときは、当該事業者に対してその理由を示すものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第23条 事業者は、事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、運営費の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業者は、取得財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

3 事業者は、取得財産を、運営費の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、また災害により事業者の責めに帰することのできない理由等により、やむを得ず取得財産が毀損又滅失したときは、事後で処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに取得財産の処分承認書（様式第14号）により当該事業者に通知するものとする。

(1) 災害等により事業者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。

(2) 前各号に定めるもののほか市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

5 市長は、第3項の処分承認申請書の内容を確認した結果、処分を承認することが不相当であると認めたときは、速やかに所得財産の処分不承認書（様式第15号）により当該事業者に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第24条 事業者は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

（留意事項）

第25条 事業者が、その業務を行うにあたっては、事業の対象者への対応には十

分配慮するとともに、業務を行うにあたって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならないこととする。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、運営費の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。